

太田川河川整備懇談会 規約（案）

平成 19 年 7 月 23 日

（一部改正 平成 27 年 8 月 17 日）

（一部改正 平成 31 年 3 月 13 日）

（一部改正 令和元年 7 月 24 日）

（一部改正 令和 2 年 7 月 6 日）

（一部改正 令和 4 年 11 月 17 日）

（一部改正 令和 5 年 5 月 31 日）

（一部改正 令和 7 年 10 月 14 日）

（一部改正 令和 8 年 8 月 21 日）

国土交通省 中国地方整備局

太田川河川整備懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「太田川河川整備懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「太田川水系河川整備計画」の点検及び変更を行うにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を防げない。

（座長）

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

（懇談会の召集）

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

（公開）

第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成19年 7月23日から施行する。

一部改正 平成27年 8月17日

一部改正 平成31年 3月13日

一部改正 令和元年 7月24日

一部改正 令和2年 7月6日

一部改正 令和4年 11月17日

一部改正 令和5年 5月31日

一部改正 令和7年 10月14日

一部改正 令和8年 8月21日

太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
うちだ なつひこ 内田 龍彦	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	河川
おおつき けいいち <u>大月 圭一</u>	<u>中国経済連合会 常務理事</u>	<u>経済</u>
かわい こういちろう 河合 幸一郎	広島大学 名誉教授	環境（水生生物・ 関係漁業）
せら てつや 世羅 徹哉	広島市植物公園 元園長	植物
そうむら ひろあき <u>宗村 広昭</u>	<u>岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科 教授</u>	<u>農業水利</u>
ひびの まきひこ 日比野 政彦	日本野鳥の会 広島県支部	鳥類
ふくだ ゆみこ 福田 由美子	広島工業大学 工学部建築工学科 教授	建築・都市計画
ふじえ りゅうたろう 藤江 竜太郎	広島市立大学 芸術学部デザイン工芸学科 准教授	景観
やまさき ひろふみ 山崎 博史	広島大学 名誉教授	文化財

9 名
(敬称略 五十音順)

太田川河川整備懇談会 規約

- (名称)
第1条 本会は、「太田川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。
- (目的)
第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「太田川水系河川整備計画」の点検及び変更を行うにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。
2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。
- (組織等)
第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を防げない。
- (座長)
第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。
4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。
- (懇談会の召集)
第5条 懇談会は、座長が召集する。
2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。
- (公開)
第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。
- (事務局)
第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所に置く。
2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

太田川河川整備懇談会 規約(案)

- (名称)
第1条 本会は、「太田川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。
- (目的)
第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「太田川水系河川整備計画」の点検及び変更を行うにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。
2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。
- (組織等)
第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を防げない。
- (座長)
第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。
4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。
- (懇談会の召集)
第5条 懇談会は、座長が召集する。
2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
4 委員の代理出席は認めない。
- (公開)
第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。
- (事務局)
第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所に置く。
2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

太田川河川整備懇談会 規約	太田川河川整備懇談会 規約 (案)
(雑則) 第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。 (附則) この規約は平成19年 7月23日から施行する。 一部改正 平成27年 8月17日 一部改正 平成31年 3月13日 一部改正 令和元年 7月24日 一部改正 令和2年 7月6日 一部改正 令和4年 11月17日 一部改正 令和5年 5月31日 一部改正 令和7年 10月14日	(雑則) 第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。 (附則) この規約は平成19年 7月23日から施行する。 一部改正 平成27年 8月17日 一部改正 平成31年 3月13日 一部改正 令和元年 7月24日 一部改正 令和2年 7月6日 一部改正 令和4年 11月17日 一部改正 令和5年 5月31日 一部改正 令和7年 10月14日 一部改正 <u>令和8年 8月21日</u>

別表

太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
内田 龍彦 うちだ たつひこ	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	河川
河合 幸一郎 かわい こういちろう	広島大学 名誉教授	環境(水生生物・関係漁業)
世羅 徹哉 せら てつや	広島市植物公園 元園長	植物
近森 秀高 ちかもり ひでたか	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	農業水利
日比野 政彦 ひびの まさひこ	日本野鳥の会 広島県支部	鳥類
福田 由美子 ふくだ ゆみこ	広島工業大学 工学部建築工学科 教授	建築・都市計画
藤江 竜太郎 ふじえ りゅうたろう	広島市立大学 芸術学部デザイン工芸学科 准教授	景観
山崎 博史 やまざき ひろふみ	広島大学 名誉教授	文化財
山本 晋司 やまもと しんじ	中国経済連合会 常務理事	経済

9 名
(敬称略 五十音順)

別表

太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
内田 龍彦 うちだ たつひこ	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	河川
大月 圭一 おおつき けいいち	中国経済連合会 常務理事	経済
河合 幸一郎 かわい こういちろう	広島大学 名誉教授	環境(水生生物・関係漁業)
世羅 徹哉 せら てつや	広島市植物公園 元園長	植物
宗村 広昭 そうむら ひろあき	岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科 教授	農業水利
日比野 政彦 ひびの まさひこ	日本野鳥の会 広島県支部	鳥類
福田 由美子 ふくだ ゆみこ	広島工業大学 工学部建築工学科 教授	建築・都市計画
藤江 竜太郎 ふじえ りゅうたろう	広島市立大学 芸術学部デザイン工芸学科 准教授	景観
山崎 博史 やまざき ひろふみ	広島大学 名誉教授	文化財

9 名
(敬称略 五十音順)